

公益財団法人世田谷区保健センター職員退職金規程

昭和 53 年 10 月 24 日
財世保規程第 4 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）の職員の退職金について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において「退職の日」とは、職員が退職し、又は解雇された日をいう。

2 この規程において「給料月額」とは、当該職員の退職の日における公益財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（昭和 52 年 3 月 31 日財世保規程第 4 号。以下「職員給与規程」という。）第 6 条第 2 項の給料表に定める額をいう。

(支給対象)

第 3 条 退職金の支給を受ける者は、財団に常時勤務する職員で、公益財団法人世田谷区保健センター職員就業規程（昭和 52 年 7 月 19 日財世保規程第 6 号）第 3 条第 1 項に定めるものとする。ただし、財団の業務に従事する世田谷区職員の派遣に関して、世田谷区と財団との間において締結した協定に基づき、世田谷区から派遣された職員を除く。

一部改正 [平成 17 年規程 2 号・22 年 3 号]

(退職金の支給)

第 4 条 退職金は、職員が退職した場合にその者（死亡による退職の場合にはその遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 5 条 前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届け出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しない者

2 前項に掲げる者が、退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職金の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第5条の2 次に掲げる者は、退職金の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべきものを故意に死亡させた者

追加 [平成19年規程1号]

(退職金の額)

第5条の3 退職した者に対する退職金の額は、次条から第9条までの規定により計算した退職金の基本額に第10条の規定により計算した退職金の調整額を加えて得た額とする。

2 前項の退職金の調整額は、同項の退職金の基本額が支給されない場合には支給しない。

追加 [平成19年規程1号] 一部改正 [平成22年規程3号]

(普通退職の場合の退職金の基本額)

第6条 次条第1項、第8条第1項、第9条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対して支給する退職金の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の50

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の107

(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の153

(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の134

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の101

2 前項の規定により計算した金額が退職日給料月額に39.75を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職金の基本額とする。

一部改正 [平成3年規程1号・19年1号・24年度7号・30年度1号]

(定年退職等の場合の退職金の基本額)

第7条 定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で職員就業規程第23条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。)、これらに準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で第8条の2で定めるもの、同条で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者、又は死亡により退職した者に対して支給する退職金の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の83

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の157

(3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき100分の168

(4) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の154

(5) 35年以上の期間については、1年につき100分の89

- 2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に47.70を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職金の基本額とする。

一部改正 [昭和58年規程3号・平成3年1号・平成12年7号・平成15年3号
19年1号・20年1号・24年度7号・30年度1号]

(事業縮小による退職等の場合の退職金の基本額)

第8条 次の各号の一に該当する職員に対する退職金の基本額は、前条に定める方法により計算した額とする。

(1) 事業の縮小その他やむを得ない業務上の都合により解雇された者

(2) 業務上の傷病又は死亡(通勤災害による死亡を含む。)により退職した者

- 2 第1項第1号及び第2号の者について、第1項の規定により計算して得た退職金の基本額が退職の日におけるその者の基本給月額(職員給与規程に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額又はこれらに相当する給与の月額の合計額をいう。)に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、その乗じて得た額をもって、その者に対して支給する退職金の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者100分の540

一部改正 [昭和57年規程2号・19年1号]

(定年退職に準ずる退職等)

第8条の2 第7条第1項に規定する定年に達したことに準ずる理由により退職した者とは、退職の日の属する会計年度の末日(以下「会計年度の末日」という。)における年齢が58歳以上で退職した者(職員就業規程第26条第1号から第3号までの規定に該当して解雇された者を除く。)のうち、職員就業規程第23条に規定する定年退職日の前日までに退職したものをいう。

- 2 第7条第1項に規定するその他その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者とは、次の各号に掲げる者とする。

(1) 在職期間が20年以上で会計年度の末日の年齢が55歳以上58歳未満の者のうち、そのものの非違によることなく勸奨を受けて退職したもの又はこれに準ずる者と理事長が認めて退職した者

(2) 在職期間が25年以上で会計年度の末日の年齢が50歳以上55歳未満の者のうち、そのものの非違によることなく勸奨を受けて退職したもの又はこれに準ずる者と理事長が認めて退職した者

- 3 第7条第1項に規定する傷病により退職した者とは、職員となった日以後病気にかかり、又は負傷し、その結果として退職の日における傷病の程度が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第15条第1項の厚生労働省令で定める障害等級に該当する障害の状態にあり、そ

の職務の遂行に堪えず退職したものとする。

追加 [平成3年規程1号・平成12年7号]

(定年前早期退職者に対する退職金の基本額に係る特例)

第8条の3 第7条第1項の規定に該当する者（前条第3項で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者を除く。）を除く。）又は第8条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第7条、第8条第1項並びに次条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額にその者の係る定年と退職の日の属する会計年度の末日との年齢の差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第8条の4第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第8条の4第1項第2号	退職日給料月額に	退職日給料月額及び退職日給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第8条の4第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつその者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第7条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

追加 [平成3年規程1号] 一部改正 [平成19年規程1号]

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の基本額に係る特例)

第8条の4 退職した者（第8条第2項の規定に該当する者を除く。）の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額

日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職金の基本額は、第5条から第7条までの規定に係らず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第6条から第8条までの規定により計算した場合の退職金の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
イ その者に対する退職金の基本額が第6条から第8条までの規定により計算した退職金の基本額であるものとした場合における当該退職金の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職(この規程の規定により、この規程の規定による退職金を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程の規定による退職金の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職金に係る退職の日以前の期間及び第13条若しくは第15条第1項の規定により一般の退職金の支給を受けなかったこと又は第15条第2項の規定により一般の退職金の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職金の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職金に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) この規程の規定により職員として引き続いた在職期間に含むものとされた在職期間又は引き続くものとみなされた在職期間

追加 [平成19年規程1号] 一部改正 [平成20年規程1号・22年3号]

(非違による勸奨を受けて退職した者に対する退職金)

第9条 第7条第1項及び第8条第1項の規定にかかわらず、職員が非違により勸奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて理事長が理事会の意見を聞き、退職金を支給せず、又は第6条の規定により計算した額から一部を減額した額をもって、その者の退職金の額とする。

一部改正 [平成3年規程1号]

(退職金の調整額)

第9条の2 退職した者に対する退職金の調整額は、その者の評価期間の初日の属する年度からその者の評価期間の末日の属する年度までの年度ごとに当該各年度にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数(以下、「ポイント」という。)を合計したものに、第5項に定める退職金の調整額の単価を乗じて得た額とする。

(1) 第1号区分 400

- (2) 第2号区分 300
- (3) 第3号区分 215
- (4) 第4号区分 190
- (5) 第5号区分 170
- (6) 第6号区分 148
- (7) 第7号区分 零

- 2 前項の場合において、当該退職した者に休職月等がある場合その他理事長が他に定める事由がある場合は、ポイントについて、理事長が定めるところにより必要な調整を行う。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、別表1のとおりとする。
- 4 第1項の評価期間とは退職（退職金の基本額が支給されることとなる退職に限る。以下この項において同じ。）をした者の基礎在職期間（第8条の4第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）のうち、退職をした日の属する会計年度を含む20年度間（退職をした日が当該退職をした会計年度の初日から2月末日までである場合は21年度間）をいう。
- 5 退職金の調整額の単価は、1,000円とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、退職金の調整額に関し必要な事項は、理事長が定める。

追加 [平成19年規程1号] 一部改正 [平成26年度規程6号・30年度1号]

第10条 削除

(勤続期間の計算)

第11条 退職金の算定の基礎とする勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職の日の属する月までの月数による。
- 3 前2項の規定による在職期間のうち休職月等が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数）を在職期間から除算する。ただし、休職の場合においては理事長が特に認めた場合は、この限りでない。
- 4 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端月数がある場合には、6月以上はこれを1年とし6月未満はこれを切捨てる。ただし、第7条又は第8条の規定による退職金の基本額を計算する場合については、これを1年とする。

一部改正 [平成3年規程1号・4年5号・19年1号・22年3号・24年度7号]

(休職等の場合の給料月額)

第12条 職員が退職の日において休職、停職、減給その他の理由により、その者の給料の一部又は全部を支給されない場合における退職金の計算の基礎となる給料月額は、当該理由がないと仮定した場合において、その者が受けるべき給料月額とする。

(懲戒による免職等処分を受けた場合等の退職金の支給制限)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職金の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、

当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職金の退職金の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒による免職等処分を受けて退職をした者

(2) 禁錮以上の刑に処せられたことによる退職又は解雇

2 前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を財団事務所に掲示すること等をもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

一部改正 [平成 30 年度規程第 1 号]

(退職手当の支払い差止め)

第 14 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職金の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職金が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職金が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該一般の退職金の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は財団がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職金を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき

(2) 当該退職をした者について、当該一般の退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒による免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして免職等処分に値することが明らかかなものをいう。以下に同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職金の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職金の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職金が支払われていない場合において、前項第 2 号に該当するときは、当該遺族に対し、当該一般の

退職金の支払を差し止める処分を行うことができる。

- 4 前3項の規定による一般の退職金の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、財団に対しその取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った財団は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った財団は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った財団が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職金の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職金の支給制限）

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職金が支払われていない場合において、当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職金の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該一般の退職金の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一部改正 [平成30年度規程第1号]

（退職をした者の退職金の返納）

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職金が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職をした者の生計の状況を勘案

して、当該一般の退職金の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき

(2) 当該退職をした者について、当該一般の退職金の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒による免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき

一部改正 [平成 30 年度規程第 1 号]

(遺族の退職金の返納)

第 17 条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職金の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職金の支払を受ける権利を承継した者を含む。)に対し当該一般の退職金が支払われた後において、前条第 1 項第 2 号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から 1 年以内に限り、第 14 条第 2 項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職金の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

追加 [平成 22 年規程 3 号]

(口座振替による支払)

第 18 条 退職金は、受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

一部改正 [平成 22 年規程第 3 号]

(委任)

第 19 条 退職金支給手続き、その他この規程の実施に必要な事項については、別に理事長が定める。

一部改正 [平成 22 年規程第 3 号]

付 則

この規程は、昭和 53 年 10 月 24 日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日以降在職の職員について適用する。

付 則 (昭和 57 年 3 月 30 日規程第 2 号)

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 59 年 3 月 31 日規程第 3 号)

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 3 年 9 月 4 日規程第 1 号)

この規程は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成４年３月１１日規程第５号）
この規程は、平成４年４月１日から施行する。

附 則（平成１２年１２月１３日規程第７号）
この規程は、平成１２年１２月１３日から施行する。ただし、第８条の２第３項の規定は平成
１３年１月６日から施行する。

附 則（平成１５年１２月１１日規程第３号）
（施行期日）

１ この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員退職金規程（以下「改正後の規
程」という。）第７条第１項又は第８条第１項の規定に該当する者のうち、平成１６年４月１日
から平成１７年３月３１日までの間に退職したものの退職金については、これらの規定にかか
わらず、その者の退職の日における給料月額（改正後の規程第８条の３に規定するものについ
ては、同条の規定により計算した額）に附則別表の勤続期間の欄に掲げる区分ごとに、同表の
支給率の欄に定める数を乗じて得た額とする。

附則別表

勤続期間	支給率	勤続期間	支給率
１年	１.４５	１９年	３４.３０
２年	２.９０	２０年	３６.５０
３年	４.３５	２１年	３８.７５
４年	５.８０	２２年	４１.００
５年	７.２５	２３年	４３.２５
６年	８.７０	２４年	４５.５０
７年	１０.１５	２５年	４７.７５
８年	１１.６０	２６年	４９.７５
９年	１３.０５	２７年	５１.７５
１０年	１４.５０	２８年	５３.７５
１１年	１６.７０	２９年	５５.７５
１２年	１８.９０	３０年	５７.７５
１３年	２１.１０	３１年	５８.８５
１４年	２３.３０	３２年	５９.９５
１５年	２５.５０	３３年	６０.４５
１６年	２７.７０	３４年	６０.７０
１７年	２９.９０	３５年以上	６０.９５

18年	32.10
-----	-------

附 則（平成17年3月31日規程第2号）
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月22日規程第1号）
（施行期日）

1 この規程は、平成19年2月22日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員退職金規程（以下「改正後の規程」という。）第5条の3（退職金の調整額に係る部分に限る。）、第8条の4の規定は、平成19年4月1日以降の退職に係る退職金について適用する。

3 職員がこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成19年3月31日までの間に退職する場合における改正後の規程第6条、第7条、第8条第1項及び第8条の3の規定の適用については、次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	に、その	を、1,000分の991で除して得た額（100円未満の端数はこれを切り捨てる。）に、その
第6条第2項、 第7条第1項 及び第2項	退職日給料月額	退職日給料月額を1,000分の991で除して得た額（100円未満の端数はこれを切り捨てる。）
第8条の3表 及び第7条の 項	退職日給料月額及び 退職日給料月額	退職日給料月額を1,000分の991で除して得た額（100円未満の端数はこれを切り捨てる。）及び退職日給料月額を1,000分の991で除して得た額（100円未満の端数はこれを切り捨てる。）

4 平成19年4月1日に在職する職員には、昭和62年度から平成18年度までのその職員の在職期間に応じて、改正後の規程第9条の2の規定を適用したならば付与されることとなるポイントを同日に付与する。

5 平成19年4月1日以降に退職する者（改正後の規程第6条第1項の規程に該当する者を除く。）の改正後の規程第9条の2第1項の規定により合計したポイント（以下「合計ポイント」という。）が、次の表の左欄に掲げるその者が退職した日の属する会計年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるその者の基礎在職期間（改正後の規程第8条の4第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の区分ごとに定めるポイントに達しないときは、改正後の規程第9条の2第1項の規定にかかわらず、当該ポイントをその者の合計ポイントとする。

会計年度	基礎在職期間						
	18年 未満	18年 以上 20年 未満	20年 以上 22年 未満	22年 以上 24年 未満	24年 以上 26年 未満	26年 以上 28年 未満	28年以上

平成19年度	0	500	600	700	800	900	1,000
平成20年度	0	400	480	560	640	720	800
平成21年度	0	300	360	420	480	540	600
平成22年度	0	200	240	280	320	360	400
平成23年度	0	100	120	140	160	180	200

- 6 改正後の規程第9条の2第5項に規定する退職金の調整額の単価は、その者が退職した日における職員給与規程の規定による地域手当の支給割合が、次の表の左欄に掲げる割合である場合は、改正後の規程第9条の2第5項の規定にかかわらず、当該右欄に定める額とする。

100分の13	180円
100分の14.5	440円
100分の15	520円
100分の16	680円
100分の17	860円

7. 基礎在職期間の初日が施行日前である者の改正後の規程第8条の4第1項の規定の適用については、同項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（平成19年4月1日以後の期間に限る。）」とする。
8. 附則第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成20年3月26日規程第1号）

（施行期日）

1. この規程は平成20年4月1日から施行する。ただし、第8条の4第1項の改正規定及び附則第5項の規定は平成20年3月26日から施行する。

（経過措置）

2. この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員退職金規程（以下「改正後の規程」という。）第7条第1項及び第8条第1項の規定に該当する者のうち、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に退職したものに対して支給する退職手当の基本額は、これらの規定にかかわらず、退職日給料月額（改正後の規程第6条第1項に規定する退職日給料月額をいう。以下同じ。）（改正後の規程第8条の3の規定に該当する者については、同条の規定により計算した額）にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の140
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の200
- (3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき100分の205
- (4) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 31年以上32年以下の期間については、1年につき100分の130

(6) 33年以上の期間(次号に掲げる期間を除く。)については、1年につき100分の100

(7) 34年以上の期間については、1年につき100分の55

3. 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額(改正後の規程第8条の3の規定に該当する者については、同条の規定により計算した額に、59.2を乗じて得た額を超える場合は、同条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

4. 前2項の規定は、改正後の規程第8条の4第1項に対して支給する退職手当の基本額の計算について準用する。

(財団法人世田谷区保健センター職員退職金規程の一部を改正する規程の一部改正)

5. 財団法人世田谷区保健センター職員退職金規程の一部を改正する規程(平成19年2月22日財世保規程第1号)の一部を次のように改正する。

附則第6項の表中「100分の14」を「100分の14.5」に、「360円」を「440円」に改める。

附 則(平成22年3月31日規程第3号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月1日規程第8号)

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則(平成25年3月8日規程第7号)

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。

(退職金の基本額にかかる経過措置)

2 この規程による改正後の退職金規程(以下、「改正後の規程」という。)第6条第1項の規定に該当する者のうち、施行日から平成27年3月31日までの間(以下、「経過措置期間」という。)に退職した者に対して支給する退職金の基本額(改正後の規定第5条の3に規定する退職金の基本額をいう。以下同じ。)については、改正後の規程第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職金の額とする。

(1) 施行日から平成26年3月31日までの間 退職日給料月額(改正後の規程第6条第1項に規定する退職日給料月額をいう。以下同じ。)に、その者の勤続期間に応じて附則別表第1の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 退職日給料月額(改正後の規程第6条第1項に規定する退職日給料月額をいう。以下同じ。)に、その者の勤続期間に応じて附則別表第2の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

3 改正後の規程第7条第1項の規定に該当する者のうち、経過措置期間に退職した者に対して

支給する退職金の基本額については、これらの規程にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職金の基本額とする。

(1) 施行日から平成26年3月31日までの間 退職日給料月額（改正後の規程第8条の3に規定に該当する者にあつては、同条の規程により計算した額。以下、「最終給料月額」という。）に、その者の勤続期間に応じて附則別表第3の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 退職日給料月額に、その者の勤続期間に応じて附則別表第4の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

4 前2項の規定は、改正後の規程第8条の4第1項、第9条及び第15条第4項の規定に該当する者に対して支給する退職金の基本額の計算について準用する。

(平成25年4月1日以後に退職する者に支給する退職金の調整額に係る経過措置)

5 退職した者が職員退職金規程（平成24年度公財世保第8号）による改正前の第9条の2第1項及び第2項の規定により付与したポイント（以下、「確定ポイント」という。）を有する場合であつて、確定ポイントに第9条の2第5項に定める退職金の調整額の単価（以下、「旧調整額」という。）が同条第1項の規定により計算した退職金の調整額（次項の規定に該当する者にあつては、同項に規定するポイントにより計算した額）を超えるときは、第9条の2第1項及び次項の規定にかかわらず、旧調整額をその者の退職金の調整額とする。

6 第9条の2の規定の適用を受けるもので、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に退職した者のポイントについては、同条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて当該各号に定める点数をその者のポイントとする。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める点数

ア 第1号区分	280
イ 第2号区分	226.7
ウ 第3号区分	173.4
エ 第4号区分	121.7
オ 第5号区分	101.7
カ 第6号区分	90
キ 第7号区分	76.7
ク 第8号区分	零

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める点数

ア 第1号区分	320
イ 第2号区分	263.4
ウ 第3号区分	206.7
エ 第4号区分	153.4
オ 第5号区分	133.4
カ 第6号区分	120

キ 第7号区分 103.4

ク 第8号区分 零

7 平成25年4月1日以後に退職（第6条第1項の規定に該当する場合を除く。）する者がその者の評価期間のうち平成19年度以前において職員給与規程別表第6に定める給料（2）（以下、「給料表（2）」という。）の適用を受け、かつ、第9条の2第1項第8号に掲げる区分に該当する期間（以下、「対象期間」という。）を有する場合は、対象期間1年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて当該各号に定める点数（当該対象期間中に第9条第4項に規定する休職月等がある場合及び理事長が定める事由がある場合にあつては、職員退職金規程で定めるところにより必要な調整を行った点数）をそれぞれ合計した点数に単価を乗じて得た額をその者の退職金の調整額に加算する。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 20

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 40

(3) 平成27年4月1日以後の期間 60

8 前項の場合において、その者が対象お期間中に給料表（2）の職務の級が2級（平成17年3月31日以前の期間にあつては、3級）以上であった期間を有するときは、対象期間1年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて当該各号に定める点数（当該対象期間中に第11条第3項に規定する休職月等がある場合、理事長が必要な調整を行うことができる点数）をそれぞれ合計した点数に単価を乗じて得た額を前項の規定により退職金の調整額に加算する額に加算する。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 6.7

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 13.4

(3) 平成27年4月1日以後の期間 20

附則別表第1（附則第2項関係）

勤続期間	支給率
1年	0.83
2年	1.66
3年	2.50
4年	3.33
5年	4.16
6年	5.00
7年	5.83
8年	6.66
9年	7.50
10年	8.33
11年	9.61

1 2 年	10.90
1 3 年	12.18
1 4 年	13.46
1 5 年	14.75
1 6 年	16.26
1 7 年	17.78
1 8 年	19.30
1 9 年	20.81
2 0 年	22.33
2 1 年	24.13
2 2 年	25.93
2 3 年	27.73
2 4 年	29.53
2 5 年	31.33
2 6 年	33.00
2 7 年	34.66
2 8 年	36.33
2 9 年	38.00
3 0 年	39.66
3 1 年	41.11
3 2 年	42.56
3 3 年	44.01
3 4 年	45.46
3 5 年	46.91
3 6 年以上	47.08

附則別表第 2 (附則第 2 項關係)

勤続期間	支給率
1 年	0.66
2 年	1.33
3 年	2.00
4 年	2.66
5 年	3.33
6 年	4.00
7 年	4.66
8 年	5.33
9 年	6.00

10年	6.66
11年	7.88
12年	9.10
13年	10.31
14年	11.53
15年	12.75
16年	14.28
17年	15.81
18年	17.35
19年	18.88
20年	20.41
21年	22.36
22年	24.31
23年	26.26
24年	28.21
25年	28.21
26年	30.16
27年	33.23
28年	34.76
29年	36.30
30年	37.83
31年	39.08
32年	40.33
33年	41.58
34年	42.83
35年	44.08
36年以上	44.16

附則別表第3附則第3項關係)

勤続期間	支給率
1年	1.21
2年	2.43
3年	3.65
4年	4.86
5年	6.08
6年	07.30
7年	08.51

8年	09.73
9年	10.95
10年	12.16
11年	13.98
12年	15.80
13年	17.61
14年	19.43
15年	21.25
16年	23.16
17年	25.08
18年	27.00
19年	28.91
20年	30.83
21年	32.75
22年	34.66
23年	36.58
24年	38.50
25年	40.41
26年	42.28
27年	44.15
28年	46.01
29年	47.88
30年	49.75
31年	51.28
32年	52.81
33年	54.35
34年	55.28
35年以上	55.98

附則別表第4（附則第3項關係）

勤続期間	支給率
1年	1.03
2年	2.06
3年	3.10
4年	4.13
5年	5.16
6年	6.20

7年	7.23
8年	8.26
9年	9.30
10年	10.33
11年	12.06
12年	13.80
13年	15.53
14年	17.26
15年	19.00
16年	20.83
17年	22.66
18年	24.50
19年	26.33
20年	28.16
21年	30.00
22年	31.83
23年	33.66
24年	35.50
25年	37.33
26年	39.06
27年	40.80
28年	42.53
29年	44.26
30年	46.00
31年	47.56
32年	49.13
33年	50.70
34年	51.96
35年以上	52.76

附 則（平成 27 年 3 月 3 日規程第 6 号）
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 24 日規程第 1 号）
この規程は、平成 30 年 5 月 24 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 一部改正 [平成30年度規程第1号]

区分	適用区分	
	平成30年度以後	平成29年度以前
第1号区分	局長	局長
第2号区分	課長（統括課長を含む）	統括課長・課長
第3号区分	課長補佐	総括係長
第4号区分	係長	係長
第5号区分	—	—
第6号区分	主任	主任主事
第7号区分	係員	1・2級職員

備考 適用区分の職には、当該職に相当する職を含むものとする。